

新川漁港（長洲町側）の浚渫工事の実施に関する要望書

日頃より、地域住民の安全・安心で豊かな暮らしの実現のためにご尽力されていることに対し、敬意を表します。

このたび、本町上沖洲区自治会長より、令和4年2月7日付けで「新川漁港（長洲町側）、整理川、上沖洲海岸に関する陳情」が提出され、審査の結果、全会一致で採択しました。

新川漁港は、玉名市及び長洲町を所在地とする第1種漁港であり、当初、昭和27年5月7日に漁港の指定がなされました。昭和47年2月、名石浜工業団地埋立工事に伴う腹赤漁業協同組合の漁業権放棄により、昭和49年12月12日に長洲町から旧岱明町に漁港管理者の指定が変更されました。その後、平成17年10月3日の玉名市外3町の合併に伴い、平成17年9月7日に漁港管理者が玉名市へ改正され、現在に至っています。

長洲町側の漁港は、長洲町上沖洲区自治会区域内にあり、住宅地の目前に古くから存在し、漁港関係者に長く利用されている漁港となります。

しかし、これまで港内の土砂浚渫は実施されたことはなく、堆積する土砂が増加し水深が浅くなり、漁船等が航行する際に支障が生じている状況です。また、悪臭がするという住民の声も寄せられています。

令和3年5月、同漁港の中央部を航行していた漁船等が座礁事故を起こしたとのことで、漁船等が満潮時に入港する場合は、同漁港の南側を航行しなければならない状況にあります。

漁港漁場整備法第26条には、漁港管理者の職責として、適正に、漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理をする責めに任ずると規定されています。

つきましては、長洲町側の漁港内の堆積土砂の浚渫工事を実施いただき、当該漁港の維持、保全が適正に行われることを要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、要望書を提出します。

令和4年6月13日

玉名市長 藏原 隆浩 様

長洲町議会議長 福永 栄助